

令和3年美浦村告示第117号

令和3年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和3年12月7日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和3年第4回美浦村議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	12月7日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	12月8日	水	○総務経済委員会(議案調査) ○厚生文教委員会(議案調査)
3	12月9日	木	○議案調査
4	12月10日	金	○議案調査
5	12月11日	土	○議案調査
6	12月12日	日	○議案調査
7	12月13日	月	○議案調査
8	12月14日	火	○議案調査
9	12月15日	水	○本会議 ・一般質問
10	12月16日	木	○議案調査
11	12月17日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

令和3年第4回美浦村議会定例会提出予定議案説明書

議案第1号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例

平成28年度に関東財務局から売却を受けた、約40,000平米の大山地区の土地は、払い下げの際に公園として整備を進めることとしておりました。それ以来、議員の皆様は何度もお検討をいただきながら、村の考え方を説明してまいりました。

そこで、まず設置及び管理に関する条例を定めさせていただき、一部エリアの指定管理による管理を目指してまいります。

以上、議案第1号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案第2号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、美浦村国民健康保険条例について、産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令の改正に合わせて一部改正を行うものでございます。

改正の概要としましては、産科医療補償制度の掛金の引き下げにより、出産育児一時金の金額の内訳を改正するものです。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

以上、議案第2号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案第3号 権利の放棄について

(水道料金に係る債権)

本案は、権利を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

権利の内容は、水道料金に係る債権です。

権利放棄する件数及び金額等についてですが、調定年度は平成13年度から平成27年度まで、人数は545人、件数は3,906件、金額は1,341万6,836円です。

権利放棄の理由は、平成13年度から平成27年度までの水道料金債権につきまして、未納者に対する納付指導を実施し、収入未済の縮減に向けて努力しましたが、2年の消滅時効が到来後長年経過しており、行方不明等により徴収の見込みがないものがあり、債権回収が困難であるため、下水道使用料・農業集落排水事業使用料の消滅時効の5年に合わせて債権を放棄するものです。

権利放棄の時期につきましては、議決をいただいた日といたします。

以上、議案第3号 権利の放棄につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村老人福祉センター)

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村デイサービスセンター)

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村生涯郷土工芸館)

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村自立支援センター)

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号の美浦村老人福祉センター、議案第5号の美浦村デイサービスセンター及び議案第7号の美浦村自立支援センターにつきましては、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会を指定管理者としてそれぞれ指定するものであります。

議案第6号の美浦村生涯郷土工芸館につきましては、公益社団法人美浦村シルバー人材センターを指定管理者として、指定するものです。

また、指定期間につきましては、令和4年4月1日より令和7年3月31日までの3カ年といたします。

以上、議案第4号から議案第7号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について
(大谷時計台児童館・木原城山児童館)

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

大谷時計台児童館及び木原城山児童館につきましては、現在、運営を指定管理者である株式会社 明日葉(あしたば)にお願いしているところであり、本年度末で契約の満了日となっております。

次期指定期間となる令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の指定管理業務について、公募を行い、総合的な評価審査を行った結果、株式会社 明日葉(あしたば)を指定管理者とするものであります。

以上、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第6号)

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ2億4,612万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,601万

4,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、本年度実績等を勘案した各事業費の増減調整及び緊急性を要する事業等につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料等について、議案書18・19ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財政調整基金費では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業未実施等により余剰金が発生したため7,444万2,000円を計上いたしております。

次に、企画費では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業費で、国庫支出金返還金について、返還の必要がなくなったため1,105万5,000円の減額をいたしております。

次に、減債基金費では、減債基金費で、財政調整基金費と同様の理由から2,737万6,000円を計上いたしております。

学校施設建設基金費では、学校施設建設基金費で、日本中央競馬会様からの寄附金の一部から、積立金として2,000万円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の、後期高齢者医療給付費では、後期高齢者医療特別会計繰出金で89万2,000円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、県支出金を4分の3充当しております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、子育て世帯臨時特別給付金給付費として1億895万円を計上し、事務経費を子育て世帯臨時特別給付金給付事務費として185万3,000円を計上しております。

また、財源としましては、国庫支出金の子育て世帯臨時特別給付金補助金及び子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金により、全額を充当しております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、健康診断事業費で、健康管理システムの改修委託料として26万4,000円の増額補正をお願いしております。

また、財源につきましては、一部国庫支出金を充当しております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で、村道及び排水路維持補修工事費として600万円の増額補正をお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

教育総務費の事務局費では、施設型給付事業費で、対象施設の入園者数の増により268万8,000円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、国庫支出金及び県支出金を一部充当しております。

同じく、GIGAスクール構想実現事業で、授業用タブレットの持ち帰り学習に対応するための設定委託料として1,175万円を計上いたしております。

次に、小学校費の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、木原小学校保健特別対策事業で10万円、大谷小学校保健特別対策事業で15万1,000円、安中小学校保健特別対策事業で10万円をそれぞれ計上しております。

また、各小学校の保健特別対策事業の財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金を2分の1充当しております。

次に、中学校費の学校管理費では、中学校施設管理費で、空調機器、消防設備不備箇所及び乗用エレベーターの修繕料等として204万6,000円の増額補正をお願いしております。

同じく、美浦中学校保健特別対策事業で、各小学校と同様の理由から15万6,000円を計上いたしております。

また、美浦中学校保健特別対策事業の財源としましては、学校保健特別対策事業費補助金を一部充当しております。

次に、社会教育費の社会教育総務費では、青少年健全育成事業費で、新型コロナウイルスの影響に伴い、事業中止したことにより100万円の減額をいたしております。

次に、公民館費では、中央公民館管理費で、大ホール照明の関数信号発生装置の修繕料等として119万4,000円の増額補正を、“みほ”産業文化・スポーツフェスティバル事業費では、新型コロナウイルスの影響に伴い、事業中止したことにより300万円の減額をいたしております。

最後に、公債費について申し上げます。

公債費では、平成22年度に借入を行った臨時財政対策債の利率見直し及び令和2年度借入額の確定等により、元金償還費で156万7,000円の増額補正、利子償還費で629万2,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

はじめに、国庫支出金及び県支出金等については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました施設型給付事業費の財源となる負担金、子育て世帯臨時特別給付金給付費等の補助金、後期高齢者医療特別会計繰出金の負担金が主なものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、財産収入について申し上げます。

財産売払収入の、不動産売払収入では、江戸崎消防署美浦出張所跡地の売却収入として3,674万5,000円を計上いたしております。

次に、寄附金について申し上げます。

寄附金の一般寄附金では、日本中央競馬会様より寄付いただき、6,000万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金の電気事業会計繰入金では、令和2年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決を頂いた3,427万3,000円の計上をいたしております。

次に、基金繰入金の、ふるさと基金繰入金では、青少年健全育成事業が中止となったことにより92万円の減額補正をいたしております。

次に、財政調整基金繰入金では、歳入剰余金の調整分としまして、427万6,000円の減額補正をいたしております。

次に、ふるさと応援基金繰入金では、“みほ”産業文化・スポーツフェスティバル事業が中止となったことにより、103万6,000円の減額補正をいたしております。

最後に、諸収入について申し上げます。

雑入では、茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金精算金で、令和2年度の精算金828万4,000円の計上をいたしております。

以上、議案第9号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第6号）の主な概要について、ご説明申し上げます。

議案第10号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万6,000円を追加し、補正後の予算総額を17億8,560万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

総務費 総務管理費の一般管理費につきましては、国民健康保険事務費でマイナンバーカードの保険証利用申込を勧奨するリーフレット等の費用として、8万1,000円の補正をするものでございます。

次の基金積立金の目 支払準備基金積立金につきましては、今回の補正予算での歳入額が歳出額に満たないことから、基金積み立ての予算額を減額し財源としてあてることとして、108万7,000円の減額をするものでございます。

次の諸支出金の目 その他償還金につきましては、前年度に交付されました県支出金について超過交付となったため返還するもので、188万2,000円の増額補正をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国庫支出金の国庫補助金につきましては、歳出の総務費で述べましたマイナンバーカードの保険証利用申込に係る補助金として、8万1,000円の補正をするものです。

諸収入の雑入では、交通事故に係る第三者納付金としてすでに収入された額と予算

現額の差額を79万5,000円増額補正するものです。

以上、議案第10号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案第11号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、サービス事業勘定内の組み換え補正、それに伴う歳入の組み換えをお願いするもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、第2条の債務負担行為の補正で、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、議案書48ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

それでは、事項別明細書により、保険事業勘定の歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で、60万円を増額、繰入金、介護サービス事業勘定繰入金、介護サービス事業勘定繰入金の指定介護予防支援事業所収入繰入金で、60万円を減額しております。

後に、サービス事業勘定の歳出についてご説明いたしますが、サービス事業勘定から保険事業勘定への繰出しが減額となることから、介護サービス事業勘定繰入金が減となります。これにより、この繰入金を充当している地域包括支援センターの職員給与関係経費で財源が不足するため、一般会計から同額を繰り入れるものです。

次に、サービス事業勘定の、歳出についてご説明いたします。

諸支出金、地域支援事業繰出金、地域支援事業繰出金の保険勘定繰出金では、村の指定介護予防支援事業所が他の事業所へサービス計画作成を委託する件数が、当初の見込みを上回ることとなったため、サービス計画費収入から保健事業勘定への繰出しが減ることから、60万円の減額、同額をサービス事業費、居宅サービス事業費、介護予防支援事業費の新予防給付ケアマネジメント事業費で増額するものです。

以上、議案第11号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案第12号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億7,636万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明いたします。

（議案書61ページ）

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者の軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額89万2,000円の増額補正をお願い

するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

所得の少ない被保険者の保険料について減額した額は一般会計から特別会計へ繰り入れることとなっており、歳出と同額の補正をするものです。

以上、議案第12号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げました。

議案第13号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用の職員給与関係費で72万円の増額補正をいたしております。

それでは、補正予算別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の支出予算につきましてご説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用では、職員給与関係で不足が生じたため、配水及び給水費の法定福利費で38万5,000円の増額をお願いしております。

次に総係費では、法定福利費で33万5,000円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第13号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案第14号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益で1,542万2,000円の増額、支出の営業費用で1,544万3,000円の増額をお願いしております。

それでは、補正予算別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益の補助金で1,542万2,000円の増額をお願いしております。

支出の営業費用では、業務費で、公共下水道及び農業集落排水に対する接続支援事業費補助金が不足したために、県補助金分としまして収入の増額を、接続支援事業費補助金の支給分としまして、1,526万2,000円の増額をお願いしております。

また、総係費で、職員給与関係費としまして、18万1,000円の増額をお願いしております。

以上、議案第14号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案第15号 令和3年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）

第2条の債務負担行為では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる太陽光発電所の保守管理業務委託の期間及び業務委託料の限度額の設定についてお願いするものでございます。

以上、議案第15号 令和3年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

**令和3年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和3年12月7日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・質疑・討論・採決)

議案第9号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第6号)

(議案一括上程)

議案第1号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例

議案第2号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第3号 権利の放棄について

(水道料金に係る債権)

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について

(美浦村老人福祉センター)

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について

(美浦村デイサービスセンター)

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について

(美浦村生涯郷土工芸館)

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

(美浦村自立支援センター)

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について

(大谷時計台児童館・木原城山児童館)

議案第10号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第15号 令和3年度美浦村電気事業会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君

5番	葉梨公一君	6番	塚本光司君
7番	岡沢清君	8番	飯田洋司君
9番	山崎幸子君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	富永	保君
総	務	平野	芳弘君
保	健	吉田	正己君
経	済	吉田	公一君
教	育	木	鈴昌夫君
総	務	青野	克美君
企	画	菅野	眞照君
収	納	柳堀	浩君
福	祉	葉梨	美穂君
健	康	藤田	良枝君
国	保	鈴木	章君
都	市	米澤	稔君
経	済	木村	光之君
学	校	小山	久登君
子	育	福田	浩子君
生	涯	吉原	克彦君
幼	稚	坂本	千寿子君
木	原	永井	弘子君
	保		
	育		
	所		
	長		

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	正	慶	將	暢
書					記	木	村	弘	子
書					記	渡	邊	涼	介

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思

います。

中島村長。

[村長 中島 栄君登壇]

○村長（中島 栄君） 改めておはようございます。

令和3年も12月、師走に入り、朝夕の寒さは一段と身に染みる時節となってまいりました。議員各位には、第4回美浦村議会定例会に御参集をいただき、大変御苦労さまでございます。

令和3年を振り返りますと、昨年引き続き、各自治体はコロナの感染対策、予防に明け暮れた感じがいたします。茨城県では、11月くらいから感染者が一桁か、それとも、今日あたりだと9日くらいゼロの日もあるなど、ワクチン接種の効果が顕著にあらわれたように思います。しかし、南アフリカで確認されたオミクロン株は、今までのワクチン接種では効果が薄いと報告もあります。11月30日には、ナミビアから帰国の外交官が国内初感染確認との発表がありました。新たなウイルスへの感染に備えた予防は、今まで以上に徹底して取り組む必要があると思います。今月から3回目の接種が、医療従事者を優先に始まりました。村民については、2回目の接種より8カ月経過を見極め、順次、接種券を郵送する計画であります。

岸田政権発足後、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」を進める政策が動き始めました。国民は、経済の活性化に大きな期待を抱いております。令和4年早々には、G o T oトラベルを始める計画もあるようであります。

議員各位には、師走の行事多き中、また、寒さ厳しき折、インフルエンザも流行する時節でありますので、各自御自愛をいただき、村政発展に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

茨城県の魅力度アップに関して、昨年度は42位と最下位を脱しましたが、今年度はまた47位との発表もあり、物議をかましております。茨城の魅力は、46都道府県の人たちには認知されていないこともあり、市町村の果たす役割や期待できるような特色も、県が総合的に発信していただければ幸いです。美浦村の情報を県外へ発信し、ふるさと納税などに寄与できるよう、企画をしてみたいと思います。

村においては、統合小学校の基本設計が発注され、建設に向けて動き出しました。次のステップには、事業規模や予算の概要が示されれば、さらに前進できると思います。今後は、進捗状況を議会に報告しつつ、全体概要が見えるよう内容を詰めてまいりたいと思います。

今定例会の提出案件は、議案第1号で、大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例が1件、議案第2号で、美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で、権利の放棄について（水道料金に係る債権）が1件、議案第4号で、公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）が1件、議案第5号で、同じく公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）が1件、議案第6号で、公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）が1件、議案第7号で、公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）が1件、議案第8号で、公の施設の指定管理者の指定について（大谷時計台児童館・木原城山児童館）が1件、議案第9号で、令和3年度美浦村一般会計補正予算（第6号）が1件、議案第10号で、令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第11号で、令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第12号で、令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第13号で、令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第14号で、令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第15号で、令和3年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）が1件、以上、15案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

4番議員 松 村 広 志 君

5番議員 葉 梨 公 一 君

6番議員 塚 本 光 司 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第9号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布をしております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例から議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大谷時計台児童館・木原城山児童館）及び議案第10号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第15号 令和3年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）まで、14議案を一括議題といたします。

コロナ禍の中でもございます。ただいま議題となっている案件につきましては、提案理由説明書を事前に配布をしております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第8号及び議案第10号から議案第15号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時12分 散会

令和3年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

令和3年12月15日 開議

一般質問

葉梨 公一 議員
林 昌子 議員
松村 広志 議員

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	小泉 嘉忠君
3番	北出 攻君	4番	松村 広志君
5番	葉梨 公一君	6番	塚本 光司君
7番	岡沢 清君	8番	飯田 洋司君
9番	山崎 幸子君	10番	林 昌子君
11番	小泉 輝忠君	12番	沼崎 光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中島 栄君
教 育 長	富永 保君
総 務 部 長	平野 芳弘君
保 健 福 祉 部 長	吉田 正己君
経 済 建 設 部 長	吉田 公一君
教 育 部 長	木鉛 昌夫君
総 務 課 長	青野 克美君
企 画 財 政 課 長	菅野 眞照君
福 祉 介 護 課 長	葉梨 美穂君
健 康 増 進 課 長	藤田 良枝君
経 済 課 長	木村 光之君
生 活 安 全 課 長	笹倉 英雄君
学 校 教 育 課 長	小山 久登君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書	記 木 村 弘 子
書	記 渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和3年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

今回、発言者についてはウレタンボードの中で発言をいたしますので、聞きづらい等ありますので、マスクは外しても結構です。

通告順に従い発言を許します。

最初に、葉梨公一君の一問一答方式での質問を許します。

葉梨公一君。

〔5番 葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） おはようございます。5番議員、葉梨でございます。

通告に従い、これからの美浦村の農業振興について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、農業についても厳しい状況が続いております。このような状況の中で、米価・米の需要の動向についてお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一 君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 葉梨議員の御質問にお答えいたします。

それではまず、米需要の動向についてでございますが、資料1ページをご覧くださいと思います。

こちらの資料は、農林水産省ホームページから引用したものでございます。

このグラフは、「主食用米」の全国ベースでの需要量の推移に関しまして、平成8年から令和3年まで、過去25年間の推移を示したものでございます。主食用米の需要量は一貫して減少

傾向を示しており、平成16年から平成27年度までの近年においては、年間8万トン程度減少しております。平成27年以降の最近においては、年間10万トン程度に減少幅が拡大している状況にあります。

次に、資料の2ページをご覧ください。

こちらの図は、同じく全国ベースでの1人当たりの「米の消費量の推移」を示したものでございます。

主食用米の需要量減少の大きな要因となっているのが、1人当たりの米消費量の減少です。ピークであった昭和37年度と比較しますと、令和2年度では半減している状況となっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

こちらは、「食生活の変化」をあらわした図になります。

1人当たりの食事内容の変化を見ますと、昭和40年度には、ご飯を1日当たり5杯食べていたものが、令和2年度では、ご飯以外の食物の摂取割合が高くなり、ご飯自体の摂取は2.3杯まで減少しておりました。

以上のように、主食用米の需要量が減少傾向にある理由といたしましては、食生活の変化や人口減少に転じたことによるものでございます。本村におきましても、国の資料と同じように、減少傾向で推移していくものと想定されるところでございます。

続きまして、米価の動向についてでございますが、資料の4ページをご覧ください。

左側の図が、「長期的な米の販売価格の推移」を示した図になります。

この図から、米の販売価格につきましては、長期的に見ますと低下傾向で推移しておりますが、近年（平成28年から令和2年）は、堅調に推移していたことがうかがえます。

続きまして、資料5ページをお願いします。

こちらの図は、令和3年8月26日に発表された、令和3年茨城県産「全農委託」概算金単価表から、「コシヒカリ」と「あきたこまち」の「一等米」をピックアップして、前年、令和2年産米と比較したものでございます。

「コシヒカリ」では、60キログラム当たり1万2,027円から9,727円へと、価格が2,300円低下しております。「あきたこまち」においては、1万1,527円から9,027円へと、価格が2,500円低下いたしました。

令和3年産の米価につきましては、米の民間在庫量が増加していることなど、米の供給量が需要量を大きく上回ったこと等によりまして、前年と比較いたしますと、大きく低下した状況でございました。

以上、米の需要と米価の動向につきましてもの答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 現在の美浦村農業振興政策（水稻）について伺います。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

○経済建設部長（吉田公一君） 葉梨議員の質問にお答えいたします。

本村の農業は、水稻が中心となっております。これまで本村では、国が定める主食用米の生産を抑制する政策に対しまして、農業者の皆様から御理解と御協力をいただき、長年にわたり国から割り当てられた生産調整要請を100%達成してまいりました。農業者の皆様に対しましては、改めて感謝申し上げるところでございます。

村としましては、稲作の生産調整につきましては、大豆・麦・ソバ並びに加工用米等に対しまして、生産調整達成者を対象としました、村補助金である「産地づくり助成金」を柱としまして、また、本村の特産品である「美浦そだち」や「光一点」といった、特別栽培米への取り組み等に対しても、国の助成に村の助成を上乗せする形で、農業の振興を図ってきたところでございます。

また、農業者の中で、農業経営規模の拡大や経営改善を目的として、金融機関から融資を受けた際には、利子助成も行ってまいりました。

このほかにも、近年、イノシシを初めとした野生鳥獣による農作物被害が多発していることから、電気柵や防鳥ネット等の資材購入費に対しまして、今年度より助成を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） ありがとうございます。

次に、人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、令和3年度には市町村により公表することになっております。

美浦村人・農地プランの進捗状況についてお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 葉梨議員の御質問にお答えいたします。

本村においては、平成25年度に美浦村人・農地プラン検討委員会を設立し、本村の農業者と農地の問題につきまして協議を重ねてきたところですが、平成30年に、当該プランに対して国による見直しが行われ、さらに地域農業の現状や将来に向けた課題を把握した上で、より具体的に、人・農地プランの実質化を図ることが求められたところです。

これを受けまして、本村では農地の利用実態及び農地所有者の貸し付け意向を把握し、農地の集積・集約化に役立てる目的のため、令和元年度から2年度にかけて農地利用意向調査を、農地全筆を対象に実施いたしました。

また、ことし9月には、本村における人・農地プランの中心経営体として位置付けられている約70名の担い手の方々に対しまして、今後の借り受けの意向や拡大面積の確認、また、当該

地区内で抱える農業全体の課題等の調査を実施いたしました。

現在、これら担い手の方々の意見を反映させたプランの見直しを行っているところであり、本年度末、3月をめどに公表を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 「担い手の方々の意見を反映されたプランの見直しを行っているところである」という答弁をいただきました。

続きまして、近年、農業における担い手の高齢化が進んでいる現状であります。その一方で、40代の若手農業者が農業委員・農地利用最適化推進委員に任命され、広報みほの9月号で紹介されるなど、その活躍はそれぞれ魅力にあふれております。これからの美浦村の農業を発展させていくために、若手の農業者が夢を持って活躍出来、その結果としてそれぞれの経営規模が拡大していくことができれば、美浦村の農業全体の担い手の確保や生産性の向上につながっていくのではないのでしょうか。

そのためには、様々な支援が必要だと思います。これからの美浦村の農業振興についてお伺いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 葉梨議員の御質問にお答えいたします。

本村の農業振興の柱である米の生産調整に係る「産地づくり助成」でございますが、令和4年度の作付につきましては、これまでの助成に加えまして、加工用米から飼料用米へと転換を図る農業者が多くなることが予想されますことから、新たに飼料用米の作付・生産に対しまして、村独自の助成を設定する予定でございます。

また、人・農地プラン関連の答弁で触れました「農地利用意向調査」において、「後継者がいるか、いないか」という質問に対しまして、御回答いただいた方々の回答を集計しますと、約47%が「後継者がいない」という結果が出ております。これらの農地を集積していかないことには、荒廃農地の増加につながり、本村の農業の衰退が予測されるところであります。

一方で、同調査における「経営面積の拡大」に関する質問に対しての回答では、拡大を希望している農業者もおられることから、これらをうまくマッチングさせて農地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、生産性の高い優良農地を整備するとともに、農村環境の保全等に対しても大きな役割を担っております土地改良事業についても、重要であると考えております。

現在、大塚地区から牛込地区にかけての「蔵後余郷入西部地区」や、大山地区の「蔵後余郷入東部地区」の方々より、老朽化した農業用施設の整備工事やパイプラインの布設がえ工事等に関しての要望が出ておりますことから、農業基盤整備事業に向けての調査等について、茨城県等関係機関との打合せを重ねながら推進してまいりたいと思います。

今後も、農業関係者の皆様の御意見を広くお伺いしていくとともに、JA水郷つくば・JA稲敷を初めとする関係団体等と連携しながら、これからの農業のために何が必要であるか、村として何ができるのか、皆様と一緒に考え、美浦村の農業の振興に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

次に、中島村長にお尋ねをいたします。

改めて、これからの美浦村の農業を発展させていくために、若手の農業者が夢を持って活躍できるようにするためには、様々な支援が必要だと思います。美浦村として、これからの農業についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

葉梨議員の質問にお答えしたいと思います。

今日は農業関係の部分として、美浦村の農業——基幹産業は、農業でございます。

今日は、葉梨議員の一般質問に対しましてですね、村の農業委員の会長、坪井会長もどういうふうな答弁が引き出せるのかっていうことで、傍聴に来ております。ぜひ、議員の農業に関するその思いが届くことを、私も期待していきたいというふうに思います。

基幹産業である農業を守るためには、令和4年度も美浦村の産地助成金については例年どおり実施してまいりたいというふうに考えておりますので、議員の思いを込めた質問が、美浦村の約70くらいの農業者を育てる団体、認定農業者に思いが伝わることを期待したいと思います。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 村長の力強い御答弁、本当に感謝しております。

農業は美浦村の基幹産業であり、「食」の根幹を支える稲作農業及び農業全般について今後とも御支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一问一答方式での質問を許します。

林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず1点目、よりよい学校給食についてです。

食は、健全な体と豊かな人間性を培う重要なものです。近年では、偏った栄養摂取、朝食欠

食などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。その中で、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが、より重要となってきました。

学校給食は、自分の健康を考えた食生活を送ることのできる習慣を身につけるための「健康教育」としての役割を持ち、栄養のバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、食に関する指導を効果的に進められる重要な学校教育活動であります。

学校給食の目標に、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る」とあります。本村においても、子供たちの健やかな成長を図り健康に過ごせるために、よりよい学校給食を目指していくことが必要と考えます。

子供の意見を取り入れるためのアンケート実施を検討出来ないか、まずお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食において、子供の意見を取り入れるためのアンケートの実施を検討出来ないかのお尋ねをいただきました。

学校給食は、学校給食法に基づき、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることなどを目標として、児童・生徒に対して実施されているものでございます。

本村におきましては、学校給食の内容充実及び衛生管理の徹底を期するため、栄養教諭を初め、各小中学校の学校給食主任、調理員代表及び学校教育課担当職員で構成いたします献立会議を組織いたしまして、毎月、会議を開催してございます。

献立会議では、栄養バランスがとれ、成長期にある児童・生徒の健康の保持や増進と体位の向上の役割を果たすよう、おいしく食べられるとともに、多様な食品の組合せにより、栄養バランスに工夫した献立を提供できるよう協議を行っております。

一方で、学校給食の献立に対する児童・生徒の意識や実態につきましては、これまで教育委員会におきまして具体的に把握しておりませんでしたので、今後の学校給食実施の参考とするためにも、児童・生徒に対する「学校給食についてのアンケート」を実施いたしまして、献立作成などの参考にしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） アンケートを実施していただけるとの答弁をいただきました。

あるところでは、リクエストメニュー等を子供たちがより楽しく給食できる工夫をしている学校もございます。子供たちにとって、よりよい給食の献立作成がなされることを期待いたします。

それでは2点目、次、2点まとめて再質問をさせていただきます。

一つ目は、季節によっては食材単価が高くなり、デザート等が組み入れられず苦慮されてい

ると伺いました。そのようなときは、単価の安い食材に変更して、いつもの品数の提供をする工夫をしていただけないか、という点。

二つ目は、外国料理を取り入れていただけていますが、国際社会にあつてとてもよい試みだと評価をいたします。しかしながら、子供たちはなれない味付けに残してしまうと伺いました。日本人向けの味付け調整が出来ないか、の2点お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 林議員の御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の、「いつもの品数を提供する工夫を」という御質問でございますが、学校給食には、農産物、畜産物や水産物など、多くの食材が使用されております。これらの食材は、天候不順などによる収穫量の減少等を背景に、価格が高騰するなど、大きく変動することがございます。

献立表どおりの給食を提供するための食材の工夫におきましては、価格の高騰している食材を避け、できるだけ安い食材を用いることは当然でございますが、同時に、児童生徒に必要な栄養摂取を満たすことが求められ、食材の価格が高騰しているような場合には、栄養面の摂取を確保しつつ、予算内で給食を賄うという難しい判断を行わなければならない、工夫して学校給食費を抑える努力を行ってまいりましたが、場合によっては、やむを得ず予定していた献立の内容を変更せざるを得ないこともございました。

教育委員会といたしましては、学校給食の食材の価格が高騰している場合においても、極力、予定していた献立を提供することが理想でありますので、栄養教諭を中心に引き続き工夫した献立づくりに取り組んでまいります。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、急激に食材の価格が高騰した場合などにおきましては、一部、献立を変更せざるを得ないことが発生いたしますことにつきましては、御理解をいただきたいと思います。

続きまして、二つ目の、給食に取り入れております外国料理を日本人向けの味付けに調整出来ないかという御質問についてでございますが、村内小中学校ではこれまで食育の一環として、子供たちに給食を通して、世界の食文化や料理を学びながら味わってもらうために、「世界の料理給食」といたしまして、幾つかの国々の代表的な料理を献立として提供しております。

世界の料理でございますので、献立によりましては、使用する香辛料などの影響により、子供たちが食べ慣れていない風味となることもございます。

世界の食文化や料理を、学びながら味わってもらおうと考えた献立ではございますが、議員がおっしゃるように、全ての子供たちには一様に受け止めてもらえず、一部では給食が食べ切れなかったという子がいたようでございます。

教育委員会といたしましても、学校給食は、子供たちに喜んでたくさん食べてもらうことが基本であると考えておりますので、「世界の料理給食」は、世界の食文化や料理を、学びなが

ら味わってもらおうという趣旨を踏まえつつも、子供たちが食べやすい味にアレンジしてもらおう働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 御答弁ありがとうございます。

あるお子様は、外国用の献立のときに一切食べれずに、何も食べるものがなかったといって、おなかをすかして家に帰ってきたという声を聞き、保護者がとても残念に思った。そういうような保護者の声が耳に届いております。

そういう意味では、ただいまの答弁で、多岐にわたり工夫を凝らしていただけるとの前向きな答弁をいただきましたので、児童生徒の皆さんが今以上に給食を楽しみにしてくれるのではと期待をいたします。

次に、②、幼稚園給食を大谷小学校給食室でつくり、運搬する検討が出来ないかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

[教育部長 木鉛昌夫君登壇]

○教育部長（木鉛昌夫君） 林議員の御質問にお答えいたします。

美浦幼稚園では、調理室がないなどの理由から、龍ヶ崎市にございます事業者から給食を取り寄せておりますが、小中学校の学校給食につきましては、各校内の給食室で調理を行います、自校方式でつくられております。

大谷小学校では、令和元年度に改築した新しい給食室で調理し、大谷小学校児童に提供をしております。

新しい給食室では、現在、約400人分の調理ができる設備で調理をしておりますが、調理機器等の設備をふやせば、おおよそ800人分の給食を調理することができる規模はございますので、現在の大谷小学校の児童数に美浦幼稚園の幼児数を加えた人数の給食を調理することは、理論的には不可能ではございません。

しかし、小学生と幼稚園児童では、量はもちろんのこと、献立につきましても変わってくると考えますので、一つの施設で2種類の給食をつくることは困難でございます。

また、仮に、幼稚園児に対応した献立の給食を、小学生とは別につくることが出来たととしても、大谷小学校の給食室には、一般的な給食センターのような給食を運び出す施設は整備されておらず、一方、美浦幼稚園にも、運ばれてきた給食を受け入れる施設も整備されていない状況でございます。

大谷小学校の給食室につきましては、統合小学校の開校に向けて調理設備の増設と配送施設の整備を今後行わなければなりません、それ以外にも美浦幼稚園での受入れ施設の整備が必要となりますことから、大谷小学校の給食室でつくった幼稚園児用の給食を美浦幼稚園に運搬して提供することは、現実的には難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁に対しましては改めて後ほど、再度質問させていただきますと思います。

関連で、再質問をさせていただきます。

幼稚園給食メニューに関して、保護者から疑問に思うことを伺いました。

資料をご覧ください。

これは、龍ヶ崎工場給食カレンダーでございます。幼稚園に給食を届けている会社のホームページで、毎日の給食弁当が見られます。そこで、主食とされるものが、お米のおにぎりとパンと一緒に出ております。珍しいお弁当ですが、保護者からは不思議な弁当と言われています。

これはご飯が食べられない子供がいるので、なるべくご飯を食べてもらえるために工夫して提供しているとのことでした。美浦幼稚園の保護者の多くは、ご飯を望んでおります。水・木・金は、ご飯とパンのセット回数を少なくしていただく要望をさせていただけないか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 林議員の御質問にお答えいたします。

幼稚園の給食メニューについてでございますが、幼稚園に給食を届けております事業者に伺いましたところ、主食につきましては、なるべく子供たちに食べてもらえるよう工夫をしているということでございました。美浦幼稚園の給食の日は水曜日から金曜日ですので、今月の献立でご飯とパンの組み合わせのあるものを見ますと、12月9日の稲荷ずしとバニラ蒸しパン、10日のおにぎりソフトロール、また、本日のキノコご飯と胚芽パン、というような献立が見られます。それ以外の日は、主食はご飯が多く、サイコロステーキやアジの照り焼き、男爵コロケ、豚肉の生姜炒め、ポークカレーライスなどがございます。

水曜日から金曜日の、ご飯とパンのセット回数を少なくするよう要望をさせていただけないかということでございますが、給食の注文につきましては、前月に翌月分の個数を一括して注文し、龍ヶ崎工場だけでも1日に5,000食を各施設に配達しているということでございましたし、栄養価を考慮してメニューを作成しておりますことから、アレルギーに関する要望にはこたえていただけないということですが、美浦幼稚園分だけ別のメニューを届けてほしいという要望にこたえることは難しいとのことでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの私の要望は難しいとの答弁でございましたが、幼児期の食は、体質や舌の味覚に大きな影響を与えます。ご飯が食べられないお子様方が減りますことを切に願うばかりでございます。

③の質問をいたします。

先ほどの答弁で、統合小学校用に大谷小学校の給食室を改修するとありました。そのときに幼稚園の給食施設も考えてほしいのですが、幼稚園施設も古いので、幼稚園給食について、施設も含めて、今後の構想をどのように考えていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

〔教育長 富永 保君登壇〕

○教育長（富永 保君） 林議員の御質問にお答えする前に、少し学校給食についてお話をさせていただきます。

学校給食は、食べ物が少なかった時代の明治22年、山形県鶴岡市の小学校で、おにぎり・塩ザケ・漬物を出したのが始まりと言われております。その後、戦争が起こり学校給食は中止され、戦後の昭和21年12月24日に再開され、その内容は脱脂粉乳だけという状況でした。

その後、昭和28年4月に学校給食法が施行され、全国の学校で学校給食が実施されるようになりました。そして、平成17年7月には、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにと、食育基本法が施行されました。その中で特に学校教育においては、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、その要となる給食の時間の食に関する指導では、学年の発達段階に応じて「楽しく会食すること」「健康によい食事のとり方」「食事と安全・衛生」「食事環境の整備」「食事と文化」「勤労と感謝」の指導内容等があげられています。

林議員が言われますように、子供たちの健やかな成長を図り健康に過ごせるためには、学校給食は重要な役割を果たしております。

続いて、御質問にお答えいたします。

幼稚園の今後の構想について、お尋ねをいただきました。

まず、幼稚園給食を大谷小学校から受け入れるためには、先ほど教育部長が答弁いたしましたように、大規模な改修が見込まれるということでございます。

また、幼稚園の園舎全体を見ましても、昭和52年に建設されたもので、築45年が経過し、老朽化により、いろいろと不具合が出てきており、毎年、様々な修繕を行っている状況にあります。

そのような中で、現在、教育委員会では、統合小学校を令和7年4月に開校するよう基本設計を行っており、進捗状況につきましては、議員の皆様にも議会の都度御説明を申し上げているところでございます。

美浦中学校の敷地内に統合小学校ができることで、三つの小学校の跡地をどう利用するのか、小学校のそばで運営していた児童館をどこでどう運営していくのかなど、統合小学校の開校前に、次の計画を始めるよう御意見をいただいているところでございます。

また、乳幼児の保育・教育につきましても、大谷保育所、木原保育所も幼稚園と同じ時期に建設されており、やはり老朽化が進んでおりますことから、乳幼児の保育や教育の在り方、そ

して施設につきましても、今後の方向性を決めていかなければなりません。

このような状況にありますので、今後の数年は、施設の建設を含めて、美浦村の教育について考える、数十年に一度の大きな転機であると考えているところでございます。

つきましては、来週に開催を予定しております、村長と教育委員が協議を行います「総合教育会議」におきまして、児童館、保育所、幼稚園の今後について話し合っていきたいと考えております。

統合小学校の開校までに決定し、実施しなければならないことはたくさんございます。議員の御質問の幼稚園の給食の施設を含めた今後の構想につきましては、ただいま申し上げましたように、速やかに検討を始めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 教育長、ありがとうございます。

もう、来週に開かれる総合教育会議にて、早々に幼稚園と保育所の施設整備を総合的に検討開始していただけるという、希望ある答弁をいただいたと認識しております。将来の幼稚園に対しての協議が現実的に行われるということは、保護者の皆様にとっても念願であり、喜ばれることは間違いありません。子供たちの健全な育成が、よりよい環境で行われることを御期待を申し上げます。

最後に、幼稚園の給食について意見を述べさせていただきます。

本村では、幼稚園以外は自校方式で地産地消にも配慮し、栄養士さんと調理師さんの御努力で、安くておいしい、温かい給食を提供していただいております。ですので、施設整備が完成するまでの間、幼稚園の子供たちも平等に、安くておいしい給食の提供の検討をしていただきたいのです。

以前、同僚議員が幼稚園給食についての質問をしたことを受けて、現在は毎年、給食に関するアンケート調査を実施していただいております。

その結果、5日間給食を要望したくても値段が高く、要望出来ないでいる方もいるのが現実であります。

小学校の給食費が月4,400円、中学校が4,700円ですが、幼稚園は5日間で6,000円でした。お弁当をつくってあげたい保護者もいますので、週何日とはここで述べられませんが、自校式でつくっているものと配達までお願いしている給食とでは値段がどうしても違うことは理解しておりますが、1食の値段を小学校と同じになるような配慮についても検討していただきたいと申し述べさせていただきます。よりよい学校給食への前向きな答弁に感謝をし、次の質問に移りたいと思います。

次に、子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨再開についての質問について伺います。

私は、令和2年第2回定例会において、子宮頸がんワクチンについて一般質問をさせていただきました。その経緯を述べますと、平成25年に子宮頸がんワクチンが定期予防接種となりま

したけれども、同年6月に接種後の多様な症状が生じたことにより、自治体による積極的勧奨の差し控えとなりました。

その結果、定期予防接種として維持されていたものの、該当者に通知が郵送されなくなったために、接種者は急減しました。令和元年11月に日本産科婦人科学会は「自治体が行う子宮頸がん予防ワクチンが定期接種対象ワクチンであることの告知活動を強く支持します」と、表明文の発表をしたのですけれども、国は、子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること等の対応の勧告を継続していました。

そこで、昨年6月の一般質問において、美浦村の対応について、子宮頸がんワクチンの正確な情報の周知方法について質問をさせていただいたわけでございます。答弁として、対象者全員への子宮頸がんワクチンに関するパンフレットの送付を行うとの回答をいただき、該当者への通知が即再開をされました。早々に実施されました関係所管の皆様には、改めて敬意を表する次第でございます。

子宮頸がんは年間1万人近くの女性がかかり、約2,800人の女性が亡くなっています。

このような経過の中、令和3年10月に開催されました厚生労働省の審議会において、大きな展開がございました。

その内容は、子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状への対応、情報提供の取り組み等について、継続的に議論を重ねてきた結果、ワクチンの安全性については特段の懸念が認められないことが確認をされ、接種による有効性のほうが副反応のリスクよりも明らかに上回ると認められたのです。「接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること」等の勧告が、8年の年月を経て、本年11月26日に廃止をされました。

そこで、本村の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

資料をご覧ください。

これは、11月12日、子宮頸がん予防のHPVワクチンについての朝日新聞のデジタル記事です。

厚労省検討部会が、「子宮頸がん予防のHPVワクチンについて積極的勧奨を再開することを正式に承認した」との記事でございます。

まずは、この子宮頸がんワクチンについての現状と、積極的勧奨が再開された場合の周知方法についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がんワクチンに関する現状について御説明いたします。

子宮頸がんの発生は、その多くが発がん性のヒトパピローマウイルスの感染が関連しており、感染してもほとんどの人は自然に消えますが、一部の人でがんになってしまうことがございます。子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐことができるとされてい

ます。

子宮頸がんワクチンの接種は、小学6年生から高校1年生の女子を対象に、中学1年生を標準的な接種期間とし、3回行います。

子宮頸がんワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となり、同年6月に積極的勧奨とならないようにとの勧告がございました。

本村の接種者数は、平成25年は19人、平成26年は1人、平成27年から令和元年まではゼロ人となっております。

令和2年から令和3年のワクチン接種者は、5人で延べ12回の接種となっております。

周知につきましては、国は積極的勧奨とはならないようにとの勧告を継続しておりましたが、正確な情報の周知を行うものとして作成されましたパンフレットを、村では、令和2年度は対象者全員に、令和3年度は標準的接種期間対象者の中学1年生に送付しております。

次に、平成25年に出されました接種の積極的勧奨とならないよう留意すること等の対応の勧告が、本年11月26日付の通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」をもって廃止する旨の通知がありましたが、その後の対応について御説明をいたします。

国は11月26日の通知文に、今後の対応については、基本的に令和4年4月から順次ワクチン接種の勧奨を実施することとし、ワクチン接種を進めるに当たっての留意点として、標準的な接種期間に当たる13歳の者に対して行うことに加えて、これまで個別勧奨を受けていない令和4年度に14歳から16歳になる女子についても、ワクチンの供給・接種体制を踏まえつつ、必要に応じて配慮することとしております。

また、具体的な周知につきましては、対象者またはその保護者に対し予診票の個別送付を行うこと等により、接種を個別に勧奨することが考えられるとしております。

このような状況から、村における今後の対応につきましては、国からの通知等やワクチンの供給等を踏まえつつ、予診票の個別送付等による周知を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 美浦村においては、令和2年度から正確な情報の周知等についてのパンフレットを送付しているので、接種者がふえたことは確実に個別通知の効果であると思います。また、接種対象者については、子宮頸がんワクチンがあることは理解されていると推察されます。ですので、今回改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認をされ、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことを、何としても認識していただきたいと思ひますし、ワクチン接種を考えていただく機会を持つことはとても重要であると思ひます。ぜひ、対象者への周知について、わかりやすく丁寧な対応をお願いいたします。

次の資料をご覧ください。

11月15日付け、朝日新聞デジタル版記事です。

子宮頸がんワクチン接種について、平成25年の勧告が廃止されるまでの間、積極的な勧奨の差し控えによって接種機会を逃した方への対応については、キャッチアップ接種として審議会において審議がなされるようですけれども、村としての対応についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国は、さきに御説明いたしました令和3年11月26日付の通知文に、「平成25年通知が廃止されるまでの間、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、公費による接種機会の提供等に向けて対象者や期間等についての議論を開始したところであり、今後、方針が決定次第、速やかに周知する予定である。」としております。

積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方の範囲は、令和4年度に17歳から25歳になられる方で、審議会において接種機会の公平性と接種による安全性と有効性とのバランスを踏まえての検討が行われております。

村といたしましては、国の審議結果により、キャッチアップ接種の対応を進めていきたいと考えております。

また、キャッチアップ接種につきましては、予防接種法の改正や副反応による健康被害の救済制度等の整備が必要となりますことから、国の動向を踏まえて、安心して接種ができるよう対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 子宮頸がんの多くは、子宮頸がんワクチンで予防することが出来ます。正しい知識を理解した上で、本人、保護者ともに話し合い、接種の有無を判断し、接種してほしいと願います。

また、法決定後は、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した全ての方に対して、速やかに対応していただきますようお願いを申し上げます。

若い方々のかけがえない命を守ること、がんの発生を防ぐことができることをぜひ考えていただきたいと切に願い、子宮頸がんワクチンに関する質問を終わらせていただきます。

最後の質問、「気候非常事態宣言」についてお尋ねをいたします。

地球温暖化が進み、日本においても冷夏や暖冬など、気候変動が異常な状態であることは、私たち個人でも認識しているわけですが、地球温暖化問題に取り組む決意として、世界中で、また日本でも、いろいろな宣言を表明する自治体がふえております。

資料をご覧ください。

環境基本計画策定の御案内チラシでございます。

これは、一般社団法人茨城県環境管理協会で作成されたチラシですけれども、私自身も県から委嘱を受け、地球温暖化防止活動推進員として2カ月に1回、環境管理協会主催のスキルアップ研修に参加し勉強させていただいております。研修で示された資料を提示させていただきました。この内容をかいつまんで読まさせていただきますと、『2020年10月「2050年までに脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。そして11月には、地球温暖化対策に国を挙げて取り組む「気候非常事態」の決議が採択されました。

これを受けて、各自治体では「ゼロカーボンシティ宣言」「気候非常事態宣言」「地域循環共生圏登録」「気候変動適応計画策定」「生物多様性地域戦略策定」などの取り組みを加速させていくことが望まれます。』とあります。前菅首相は、「2050年までに温室効果ガス実質ゼロを目指す」と発言をされました。「実質ゼロ」についての環境省の説明は、『実質排出量ゼロとは、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること』とあります。エコカーの推進や太陽光パネル設置等の推進と相対して、森林の量との均衡を保つことが重要だということでもあります。

美浦村としても、まずは気候非常事態宣言をし、住民とともに、これ以上気候変動をさせない努力をすることが必要と考え、今回、質問をさせていただきます。

まず、本村の現状での取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

地球温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が増加することにより、本来なら外に放出されるはずの熱が過剰に地表に残ることで、地球の表面温度が上昇する現象です。

地球温暖化によって引き起こされる影響は深刻であり、海水面の上昇、異常気象の増加、砂漠化などの気候の変化、伝染病拡大や公害の増加による健康被害など、地球規模での影響が各地で起きています。

そして、これらの危機を克服すべく、気候非常事態宣言は、2016年（平成28年）にオーストラリアのデアビン市が世界で初めて宣言し、その後、欧米各国に拡大しました。国内では、2019年（令和元年）9月に長崎県壱岐市が初めて宣言したの皮切りに、衆議院、参議院を初め、国や全国の自治体・議会でも宣言しており、茨城県内では取手市が令和2年8月に表明しております。

美浦村では、地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の第1項に基づき「美浦村地球温暖化対策実行計画」を策定しております。平成14年に「第1次美浦村地球温暖化対策実行計画」を策定後、5年ごとに計画の見直しを行い、現在は計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とした「第4次美浦村地球温暖化対策実行計画」が策定されております。

本計画では、美浦村役場及び美浦村が関与する事務事業を対象に、電気やガソリン等の使用

による温室効果ガスの削減目標を定め、目標達成に向けた取り組みに努めております。

その他、具体的な取り組みにつきましては、美浦村のメガソーラー発電事業による売電収益をもとに、環境負荷の少ない住宅用太陽光発電システムを初めとする地球温暖化対策機器や、電気自動車やプラグインハイブリッド車などの低公害車を購入した方に対して、地球温暖化対策機器設置等補助金を支給しております。

また、家庭から排出されるごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器を設置・修繕した方に対し、生ごみ処理容器等設置・修繕の補助金を支給しております。

美浦村としまして、まず、「美浦村地球温暖化対策実行計画」に基づき、住民の皆様に対しまして、広報やホームページ等によりまして取り組みを広く周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 本村として、先進的に温暖化対策に取り組まれていることが確認出来ました。評価をさせていただきます。

気候変動に立ち向かい、環境に優しい美浦村として、今後、加えていただけたらと思う取り組みを御紹介をさせていただきます。

資料をご覧ください。

これ、有機物・磁力再資源化システムのチラシでございます。

焼却炉に対して、炭化炉と呼ばれるものでございます。

こちらにポイントが3点ございますが、ポイント1、磁力を応用した有機物分解システム、これによって、焼却炉ではないのでCO₂がほとんどでないという要因の一つとなります。ポイント2として、低温磁場熱分解技術の応用、ポイント3、分解により生じるセラミックパウダー（灰）ということで、それが——今持ってきていますけど、このように、細かいセラミックの、細かい粒子になっております。これは、廃プラ・タイヤ・木くずを初め、「燃えるものを」燃やさずに最大30分の1に「減容」して、再生可能な「セラミック」に変身させて、用途に合ったリサイクルへとする装置でございます。これが、何がどのようになるかということをちょっと御説明いたしますと、生ごみや紙などをこちらの機械にかけた場合に、カルシウムを含むサプリメントやシリカ精製灰——ろ過をすると、シリカ水ができるというものにかわります。プラスチックやタイヤ等をこの機械で分解しますと、猫砂——猫のトイレ用の砂ですね。あと、セメント類に変身いたします。低温時磁場熱分解中は臭いがほとんどないということが、とても喜ばれている一つでございます。

このシステムは、国内環境基準を満たした最新高性能焼却炉と比較して、CO₂排出量が61分の1とのデータが出ており、環境問題解決に必要なシステムであると思っております。

村として、さらに導入するイメージを1例挙げさせていただきますと、1例ですので——統合小学校と中学校敷地内への配置でございます。これは、11月1日の日本経済新聞にこのよう

な記事が掲載されておりました。

小中学校の学習指導要領における環境教育に関わる内容が、小学校4年の社会から始まり中学校の理科・社会・道徳の教科にて入っておりますけれども、気候変動をどう教えればよいか、ノウハウが足りずに悩む教員がいるという内容がございました。このことからしても、気候変動について知り、今の自分たちでできることを考える題材としても、給食等が出る食材の残飯物や、使用済みの多くの紙が出ますね、先生方も、焼却炉とは違うこのシステムを活用して、CO2削減の意義やごみをリサイクルするという環境教育にもつながることは確実ですので、1例を示させていただきました。

そこで最後に、村長にお尋ねをいたします。

取手市宣言の資料を提示させていただきます。

先ほど部長より示されました内容でございますが、昨年8月に宣言をしました取手市宣言「1で示されている4Rと再生可能なエネルギーの推進に努めます。」ということで、今までは3Rと言われていましたリサイクルとかリユース、リデュースですけれども、それにもう一つ、必要のないものは買わないとか、要らないもの要らないとする、そういうごみを出さない努力をするということも含めて4Rとしております。とあるように、本村も自治体としての努力目標と、住民が地域を守る努力目標を掲げ、住民と一体となり取り組む宣言は必要と考えますが、村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、気候非常事態宣言という、茨城県では取手市が宣言をしているということで、全国で今、104の市町村、市では58の市が宣言をして、町では34、村では12ということで、そういう意味では、この非常事態宣言を、脱CO2ということで、最近の記事で新しいのは、ノーベル賞をもらった真鍋淑郎さん、CO2、世界全体の部分を、新聞なんか、またテレビにも出ております。すばらしい快挙かなあというふうに見ております。

ただ、1番は、議員がおっしゃるように、ごみの排出をいかに少なくするか。江戸崎地方衛生土木組合も前は、燃えるもの、それから、三つくらいしか分別しなかったんですけども、そこを少し、分別量をふやして資源化、ね。リデュース、リユース、リサイクルというような部分を進めていって、やっとそういう収集ができるような体制になってきました。特に一番日本でも進んでいるのは、27ぐらいに分別して収集しているところがありました。これは、鹿児島県大崎町というところは、ごみを持たないという宣言をして、安倍総理がいるときにSDGsの持続可能な自治体として表彰を受けた、というところをちょっと見させていただきました。ぜひそういうところもですね、再資源できるような取り組みを、いかにこの江戸崎地方衛生土木組合——稲敷市と美浦でやっておりますけども、この資源を少なくすること。大体、江戸崎地方衛生土木組合で人口が、美浦が約1万5,000人、稲敷市が約5万五千弱の1人当たりの処

分料、これが2万円以上かかるんですね。

いかに、収集したごみの焼却から焼却灰の処理まで入れると、大きな負担が1人当たり生じてくると。稲敷市と美浦で粗大ごみとかいろんなごみの量を出すと、人口割でいくと美浦のほうがごみの量が多いんですよ。その辺も含めて、無駄なものをそろえない。そういうことも踏まえて、それぞれの家庭がそういう認識を持って取り組めば、ごみの量を減らす、二酸化炭素を少なくするという事は可能になってくるのかなあというふうに思います。

今、江戸崎地方衛生土木組合の焼却施設建て替えを、改修工事をしておりますけども、来年3月24日には新しい炉での火入れ式をやって、試運転を重ねながら8月くらいまでデータをとって、9月から新しい施設で燃焼をするという今の計画でございますので、あと1年もたたないうちに新しい焼却施設が稼働するということになります。そういうときにも、本当は減らしてもらおうのが1番いいということなので、それぞれ圏域の住民の皆さんには量を減らすこと、無駄な包装のものをそろえない、というようなところを実践していただければ、CO2の削減につながってくるんだらうというふうに思います。

それぞれ、これは一つの自治体が宣言をしたからよくなることじゃなくて、国全体、政府が、その方向性を向いてもらうということが、国から都道府県、そして市町村にその意識を促すということだと思えます。

ちょっとここで言うのはあれかもしれませんが、メディアの中で「1.5度上がったら、3度上がったら、おいしい米がとれるようになりましたよね」という発言が出てきたのもありましたけども、温度が上がればいいことではない。

ですからそれは、この後、この地球に暮らす我々のずっと後世の人たちが、すばらしい環境の中で生活できるようにするには、今ここで、そういうものを変えていかなければならないということで、できれば、今ここで104の市町村が宣言をしますけど、大きくもっと輪を広げて、各市町村が協力をして、宣言に署名できるようにしていきたい。そのときにはもう美浦村も、茨城県ではまだ取手市しかありませんけれども、44市町村全て合意のもとで、国を動かすぐらいの提言をしながらいきたいと思っておりますので、ぜひ、林議員の力量で、国を動かす政党にぜひ提言をしていけるように、ひとつ議員のほうからもお力添えをいただければなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 御答弁ありがとうございました。

今、「国が」とありましたけども、国はもう宣言しております、力入れているんです。それで、各自治体には努力義務ということで、もう、通達が来ております。

ですので、その努力を美浦としてどう表現するかというところに今、来ております。ですので、村長、リーダーシップをとっていただき、周りがしたからではなくしてね、小さい美浦村でもこれだけ宣言したんだよって、住民のために、命を守るために、これだけやっているんだよということを、表明していくリーダーシップがいただけたらいいなということを今、答弁を

お聞きしまして、実感いたしました。

この宣言は、気候変動により異常気象の加速を抑える、大切な取り組みになります。次の世代に持続可能な社会を引き継ぐために、美浦村としてできることを発信していくことは、首長としての責務と考えます。

私の願いは、美浦村の全ての方が美浦村に住んでいてよかった、美浦に住み続けたいと思っただけ、住民の力を発揮できる共同の行政運営をしていただきたいとの1点です。これはここにいらっしゃる全ての方が、多分同じ願いであると思います。村長のリーダーシップで前向きな取り組みがなされることを切に願い、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。

11時30分に再開をいたします。

よろしく願いをいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

新型コロナウイルス感染症との戦いも、はや2年となりました。国内では、ワクチン接種や予防対策の効果により、現在は感染者数が低く抑えられておりますが、世界では、新たな変異株の拡大が始まっております。

これまで亡くなられた方々に衷心より御冥福をお祈りするとともに、災禍に苦しめられている方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、再びワクチン接種の対応に御尽力いただく医療機関関係者を初め、役場職員並びに日々奮闘される全ての方に対し、感謝と御礼を申し上げます。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

障害の有無によらず誰もが生き生きと活動し、日常を過ごせる村づくりに向け、本村が掲げる「障がい者計画」について伺います。

今年3月、本村が策定した「第4期障がい者計画」では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「エンパワーメント」が基本理念として掲げられております。また、基本目標では、「のびゆくまちづくりを進めるために」「インクルーシブ教育システムの構築」「教育環境の整備」「地域活動（文化芸術活動・スポーツ）等の振興」を施策の方向としておりま

す。この中のノーマライゼーションとは、「健常者と障がい者を区別することなく、同様の生活が送れるように支援していく」という意味であり、社会のあるべき理念の一つとされております。また、全国地域生活支援機構によると、「生活環境や地域生活が、可能な限りマジョリティ（健常者）の方々が受けられるものと近いが、あるいは全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、障がいのある方を含むマイノリティの方々に適した形で整備すること」としており、これは国が推進するものでもあります。

ただ、ノーマライゼーションとは、障がいのある方が支援を受けずに生活できるようにすることを指すものではありません。例えて言うなら、眼鏡の使用により視力が矯正され、不自由なく生活することができる方が多くおりますが、この眼鏡に当たる支援やサービスを、一人一人の障がいの特性や症状に合わせてつくっていかうとする取り組み、可能な社会をつくるのが、ノーマライゼーションの考え方です。

さて、本村が掲げる基本目標、「インクルーシブ教育の構築」について伺います。インクルーシブとは本来「包摂性」や「包み込む」ようなことを意味しており、端的に言えば、「誰も仲間外れにしない」「みんな一緒」という意味でもあります。自分の意思に反した分離や管理、囲い込まれた環境は決してノーマルとは言えず、インクルーシブはその意味からも、ノーマライゼーションの根本的な要請の一つとされております。

インクルーシブ教育については、平成28年6月、第2回定例議会で、障害者差別解消法における合理的配慮とあわせて一般質問をいたしました。このたび、新たな障がい者計画に取り込んでいただいたことに感謝を申し上げます。当時、答弁をいただいた教育長からは、「当教育システム構築のためには、特別支援教育を着実に進めていくことが重要と思われる。多様な子供たちの教育的ニーズを把握し、的確にこたえていくためには、小中学校から通級指導や特別支援学級等の連続性のある環境の設定も基となる、として、今後、関係機関との連携や教職員等の研修を重ねながら、システムの構築を検討する」趣旨の答弁をいただきました。

本村のその後の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

村が本年3月に策定いたしました「美浦村第4期障がい者計画」におきましては、村が実施、展開する障がい福祉サービス等を中心に、中長期的な展望に基づく障がい福祉施策を示しております。

計画の期間は、障がい福祉計画との整合や障がい者施策の方針を取りまとめる趣旨であること、施策の継続性という観点から、6年を1期と定めており、令和3年度から令和8年度までとしております。

それでは、御質問いただきました「のびゆくまちづくりを進めるために」インクルーシブ教育システムの構築について、取り組みを御説明いたします。

計画の基本理念の実現のため分野別に掲げた柱のうち、教育に係る目標に向けた施策を示しております。ここでは、障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り、障がいのない児童生徒とともに受けることのできる教育環境の整備を目指しており、支援員等の配置、教育支援委員会の開催、授業のユニバーサルデザイン化を行うこととしております。これを受けまして、障がいのある児童生徒について一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立や社会参加を図るための取り組みを行ってまいりたいと思います。

現在、学校等では、支援を必要とする子供の自立と社会参加に向けて特別支援教育支援員を配置して、一人一人のニーズに応じた支援を行っております。

さらに、教育支援委員会では、保護者の意見を踏まえながら、障がいのある児童生徒一人一人の能力、特性に応じた就学のための調査、審議を行っております。

また、授業のユニバーサルデザイン化とは、全ての児童生徒にとって参加しやすい環境をつくった上で、全ての児童生徒が理解できる授業を目指すという考え方であり、誰にもわかりやすい、安心して授業に参加できる教育内容を検討し、全ての子供に対する指導の工夫を行っております。教室内で物の置き場所を決めるなど、整理された環境をつくること、視覚的な情報を提示するため1日のスケジュールや流れなどを板書するといった、様々な取り組みを行っていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 同じく基本目標の中、「人にやさしいまちづくりを進めるために」「避難行動要支援者対策事業の推進」災害時に自立で避難が困難な高齢者や障がい者への支援体制の取り組みについて伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本目標5として、人にやさしいまちづくりを進めるために、地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進を目指す、としております。

障がいのある方等の非常時の安否確認や連絡通報について、民生委員等の地域の支援者等と連携しながら体制の整備を進めていきます。

また、災害時の避難が困難である方（「避難行動要支援者」）の把握と、その情報を警察や消防、地域の支援者等と共有し、個別計画の作成を進めるなど、災害時に必要な支援が受けられる体制整備等に取り組んでいます。

さらに、災害が発生した場合において、被害を最小限に抑えるために「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民による自主防災活動が重要となりますことから、自主防災組織の活動の推進を図っております。現在、7組織が結成されており、「美浦村自主防災組織活動

育成事業費補助金」により活動の支援を行っております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ノーマライゼーションには、八つの原則があります。それは、障がいの有無を問わず、必要なもの・普通とはどういうことか、という問いでもあり、障がいの有無に関係なく、誰もが当たり前に必要なもの。

また、ノーマライゼーションの四つの原理とは、さきの八つの原則について、さらに整理したものが、四つの原理です。

誰もがひとしく「ノーマルな生活」を送る権利を重視、障がいのある方の主体性を高めていけるような教育・福祉であることなどが挙げられます。

基本理念「共に生きる環境づくりを進めるために」を質問いたします。

障害者差別解消法の成立に伴い、行政機関としての配慮や理解の推進について伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

共に生きる環境づくりを進めるために、障がい及び障がい者に対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進を図ることとしております。

障がいのある方が行政サービスの利用にあたり、適切な配慮を受けられるよう、職員等が自ら理解を深め、適切に配慮できるよう、職員に対して周知しております。

選挙に対する配慮といたしましては、今年度は茨城県知事選挙、衆議院議員選挙が実施されましたが、選挙実施の際には投票所内の段差解消など、障がいのある方にやさしい投票所環境の整備に努めております。また、代理投票制度の適切な運用、実施やきめ細かな対応を心がけるとともに、個人情報への適切な取扱いに努めております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 「一人を大事にする社会」は「皆にやさしい社会」となります。本村の新たな総合計画では、既にSDGsが取り込まれており、これについても感謝を申し上げるところであります。SDGsについては、数年前から県内では先駆けて提案をさせていただいてまいりましたが、今回は、SDGsの理念に基づく「パートナーシップ」多様な主体による福祉施策の推進について、取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域の中で、障がいのある方とない方が、お互いに理解し、助け合い、協力し合いながら生活する、共生と全員参加の社会が求められています。このため、身体障がい者、知的障がい者、

精神障がい者、発達障がい者、難病患者等、全ての障がいのある方と、障がいのない方との相互理解と交流を深め、障がいのある方が、地域の中で自立し、地域の人々とともに生活できる環境づくりを目指していきます。

本計画の推進に当たっては、庁内や国・県の関係行政機関等との連携を図り、村、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

村の事業である地域生活支援事業の実施に当たっては、村に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、サービスの質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげていきたいと思えます。また、県の指定を受けた事業者につきましても、県との連携を図り、質の確保に努めていきたいと思えます。

誰もが差別なく住みなれた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会の構築を目指して、計画の各項目に掲げる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 広報紙のSDGsの連載も、今年5月で終了いたしました。大変にありがとうございました。社会の様々な問題群に取り組む2030年SDGsの達成に向け、住民へのさらなる周知・推進は必要と考えます。

今後の本村の取り組みについて伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本計画におけるSDGsの位置づけとしましては、国際社会の目標であるSDGsの実現に向け、その基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体によるパートナーシップによって持続可能な障がい福祉施策推進を、地域共生社会の実現とともに目指すこととしております。

誰もが適切に障がい者福祉サービスを利用できるよう、サービス内容や利用手続等の情報提供に努めるとともに計画の周知を図ります。

また、地域の方々や事業者に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、「障がい」の理解の促進を図り、地域共生社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

東京大学大学院・バリアフリー教育開発研究センター長の小国喜弘教授によれば、インクルーシブ教育とSDGsが掲げる「誰も置き去りにしない」との基本的なメッセージは相通ずるものがあり、近年、SDGsが社会全体に広がってきたことで、「インクルージョン（包摂）

やダイバーシティ（多様性）があつてこそ新たな成長の源泉にもなりうる」ということを、多くの人も学びつつある。また、インクルーシブな教育を目指すに当たっては、学校関係者だけにその責任を押しつけるのではなく、地域や社会全体でインクルーシブの在り方を追求し続けなければならない。学校のほかにも、地域に存在するあらゆるコミュニティ（集団）が、子供たちを初め、あらゆる人々にとっての「安心の居場所」となり、インクルーシブを実践する単位として稼働することは重要ではないでしょうか。真にインクルーシブな社会とは、決して「支える側」と「支えられる側」という一方通行の固定的な関係性ではありません。助けたり助けられたりしながら、ともに悩み、ともに学び、ともに成長し、ともに幸せになっていくという、双方向の関係性が基盤となります。

そして、インクルーシブな教育や社会といっても、一つの理想の形やゴールが決まっているものではありません。「どうしたらともに学び、ともに生きていけるか」との問いを絶えず繰り返しながら進む、現在進行形の過程の中に、真のインクルーシブも存在するのではないのでしょうかと解説されております。自分だけの幸福もなければ、他人だけの不幸もない。かつてない困難を乗り越える上で、また、誰も置き去りにしない、されない真の共生社会、持続可能な社会の構築に向けて、今、我々に求められているのは、この高い精神性ではないでしょうか。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） これをもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時53分 散会

**令和3年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和3年12月17日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第1号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例
- 議案第2号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 権利の放棄について
(水道料金に係る債権)
- 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村老人福祉センター)
- 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村デイサービスセンター)
- 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村生涯郷土工芸館)
- 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について
(美浦村自立支援センター)
- 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について
(大谷時計台児童館・木原城山児童館)
- 議案第10号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第11号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第12号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第15号 令和3年度美浦村電気事業会計補正予算(第1号)
(議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 議案第16号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第7号)
(議案一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則
(議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 発委第3号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	小泉 嘉忠君
3番	北出 攻君	4番	松村 広志君
5番	葉梨 公一君	6番	塚本 光司君
7番	岡沢 清君	8番	飯田 洋司君
9番	山崎 幸子君	10番	林 昌子君
11番	小泉 輝忠君	12番	沼崎 光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島 栄君
教 育	長	富永 保君
総 務 部	長	平野 芳弘君
保 健 福 祉 部	長	吉田 正己君
経 済 建 設 部	長	吉田 公一君
教 育 部	長	木鉛 昌夫君
総 務 課	長	青野 克美君
企 画 財 政 課	長	菅野 眞照君
福 祉 介 護 課	長	葉梨 美穂君
国 保 年 金 課	長	鈴木 章君
上 下 水 道 課	長	圓城 達也君
子 育 て 支 援 課	長	福田 浩子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時02分 開議

○議長（下村 宏君） 改めまして皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和3年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第1号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 権利の放棄について（水道料金に係る債権）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村老人福祉センター）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村デイサービスセンター）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村生涯郷土工芸館）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（美浦村自立支援センター）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大谷時計台児童館・木原城山児童館）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第10号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第11号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第12号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第13号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第14号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第15号 令和3年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第16号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。

それでは、議案第16号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、子育て世帯臨時特別給付金給付費につきまして、追加の給付が生じるため、追加議案としてお願いするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億903万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を68億7,504万4,000円とするものでございます。

ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明を申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

民生費、児童福祉費の児童福祉総務費では、対象者に5万円の追加給付を行うため、子育て世帯臨時特別給付金給付費に1億895万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費に8万円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、国庫支出金を充当しております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金で、歳出予算で御説明申し上げました事業費の財源となる児童福祉費補助金に1億903万円を計上しております。

以上、令和3年度美浦村一般会計補正予算(第7号)の内容について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(下村 宏君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第16 発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例及び発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

〔議会運営委員長 沼崎光芳君登壇〕

○議会運営委員長(沼崎光芳君) 発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例及び発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模地震、風水害等の非常時において、定足数を満たす人数の議員が参集出来ない場合にあっても、参集場所以外から審議・表決に参画できるよう、オンライン会議による委員会実施を可能とするため、必要な条文を加えるものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終わりました。

発委第1号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発委第2号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 発委第3号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

〔議会運営委員長 沼崎光芳君登壇〕

○議会運営委員長（沼崎光芳君） 発委第3号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

本意見書は、新疆ウイグル自治区において、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われている、との国際社会の懸念について、日本政府として調査を実施し、問題があった場合は抗議及び即時是正を求めることを要請するものであり、いかなる人権侵害も認めない、というメッセージを発信するものであります。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終わりました。

発委第3号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係行政省庁に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり調査事項としたいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和3年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下村 宏

署名議員 松村 広志

署名議員 葉梨 公一

署名議員 塚本 光司